



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

令和元年（2019）

宮城県の工業（速報）

— 2020年工業統計調査の速報結果 —
（従業者4人以上の事業所）

宮城県企画部

目 次

I 利用に当たって

1 調査の概要.....	1
2 集計の概要.....	2
3 産業分類の名称.....	3
4 広域圏及び沿岸部・内陸部の区分.....	4
5 従業者規模.....	4
6 留意事項.....	5
7 問い合わせ先.....	5

II 結果の概要（従業者4人以上の事業所）

1 概況.....	6
2 事業所数.....	10
3 従業者数.....	12
4 製造品出荷額等.....	14
5 付加価値額.....	16

III 統計表（従業者4人以上の事業所）

第1表 主要項目の推移.....	18
第2表 産業中分類別，従業者規模別，広域圏別，産業3類型別 年次別事業所数・ 従業者数・製造品出荷額等・付加価値額・原材料使用額等.....	20
第3表 市区町村別，沿岸部・内陸部別事業所数・従業者数・製造品出荷額等・ 付加価値額・原材料使用額等.....	26
付表 都道府県別事業所数・従業者数・製造品出荷額等・付加価値額.....	28

I 利用に当たって

この速報は、令和2年6月1日現在で実施された工業統計調査（以下「工業統計」という。）のうち、主要項目について、早期利用を目的として、県が本県分の従業者4人以上の事業所について集計したものである。

また、調査結果の確定値及び詳細については、「令和元年（2019）宮城県の工業（確報）」として後日公表する予定である。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業統計は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

(3) 調査の期日

令和2年（2020年）6月1日現在

※平成29年工業統計から調査の期日を6月1日（従前は12月31日）に変更した。

(4) 調査の範囲

工業統計の範囲は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く。）を調査の対象としている。

(5) 調査の単位

個々の事業所（国に属する事業所及び製造加工を行っていない本社等を除く。）を調査の単位とした。したがって、同一企業が複数の工場を所有している場合は、それぞれの工場ごとに調査した。また、同一構内であっても経営主体が異なれば、それぞれ別の事業所として調査した。

2 集計の概要

(1) 集計対象

この速報は工業統計の調査結果から集計している。

ただし、「平成 23 年」及び「平成 27 年」における数値は、経済センサス - 活動調査（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、工業統計の範囲に合わせるため、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・従業者 4 人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

(2) 数値の定義

本文、表及びグラフにおける表示年次は、「事業所数」及び「従業者数」については、下表の調査期日現在の数値である。また、「製造品出荷額等」、「付加価値額」及び「原材料使用額等」については、表示年次 1 年間の数値である。

表示年次	調査期日	根拠となる統計調査
平成 23 年	平成 24 年 2 月 1 日	平成 24 年経済センサス - 活動調査
平成 27 年	平成 28 年 6 月 1 日	平成 28 年経済センサス - 活動調査
平成 28 年	平成 29 年 6 月 1 日	平成 29 年工業統計調査
平成 29 年	平成 30 年 6 月 1 日	平成 30 年工業統計調査
平成 30 年	令和元年(2019 年) 6 月 1 日	2019 年工業統計調査
令和元年	令和 2 年 6 月 1 日	2020 年工業統計調査
その他の年次	表示年次の 12 月 31 日	各表示年次の工業統計調査

(3) 集計項目

① 事業所数

調査期日現在の製造事業所（1 - 「(5) 調査の単位」参照）の単位数である。

② 従業者数

調査期日現在の個人業主及び無給家族従業者、有給役員、常用雇用者（正社員・正職員としている人、パート・アルバイトなど）の合計から送出者を差し引いたものである。

③ 製造品出荷額等

1 年間における製造品出荷額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額、加工賃収入額及びその他の収入額（転売収入、修理料収入等）の合計である。

④ 付加価値額

1 年間における製造品出荷額等並びに同 1 年間の製造品及び半製品・仕掛品の純増在庫額から、推計酒税・たばこ税・揮発油税・地方揮発油税、推計消費税額、原材料使用額等及び減価償却額を差し引いたものである。

ただし、従業者4～29人の事業所については、製造品出荷額等から推計酒税・たばこ税・揮発油税・地方揮発油税、推計消費税額及び原材料使用額等を差し引いた粗付加価値額を付加価値額と読み替えている。

⑤ 原材料使用額等

1年間における原材料使用額，燃料使用額，電力使用額，委託生産費，製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計である。

3 産業分類の名称

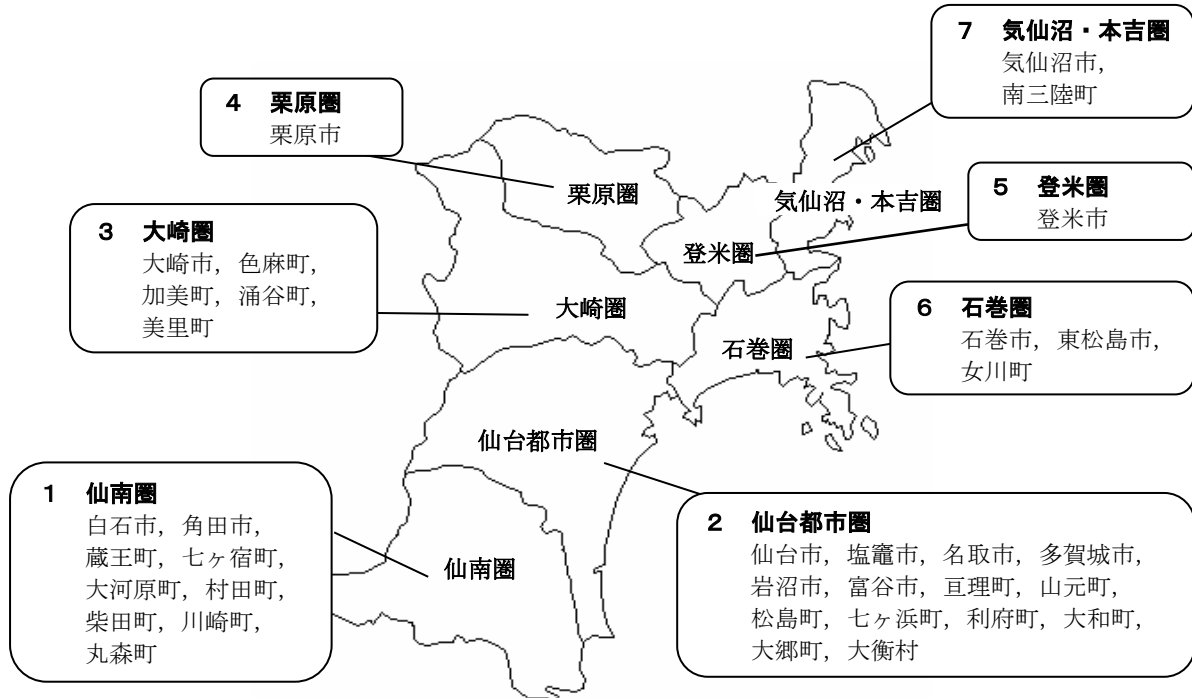
本文，表及びグラフでの産業名の略称及び産業3類型の区分は，次のとおりである。

略 称	産 業 中 分 類	産業3類型		
		基礎素材型 〔基〕	加工組立型 〔加〕	生活関連・ その他型 〔生〕
食 料 品	09 食料品製造業			○
飲 料 ・ た ば こ	10 飲料・たばこ・飼料製造業			○
織 維	11 繊維工業			○
木 材 ・ 木 製 品	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	○		
家 具 ・ 装 備 品	13 家具・装備品製造業			○
パ ル プ ・ 紙	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	○		
印 刷	15 印刷・同関連業			○
化 学	16 化学工業	○		
石 油 ・ 石 炭	17 石油製品・石炭製品製造業	○		
プ ラ ス チ ッ ク	18 プラスチック製品製造業	○		
ゴ ム 製 品	19 ゴム製品製造業	○		
皮 革 製 品	20 なめし革・同製品・毛皮製造業			○
窯 業 ・ 土 石	21 窯業・土石製品製造業	○		
鉄 鋼	22 鉄鋼業	○		
非 鉄 金 属	23 非鉄金属製造業	○		
金 属 製 品	24 金属製品製造業	○		
は ん 用 機 械	25 はん用機械器具製造業		○	
生 産 用 機 械	26 生産用機械器具製造業		○	
業 務 用 機 械	27 業務用機械器具製造業		○	
電 子 部 品	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		○	
電 気 機 械	29 電気機械器具製造業		○	
情 報 通 信 機 械	30 情報通信機械器具製造業		○	
輸 送 用 機 械	31 輸送用機械器具製造業		○	
そ の 他	32 その他の製造業			○

4 広域圏及び沿岸部・内陸部の区分

本文、表及びグラフでの広域圏の区分は、下図のとおりである。

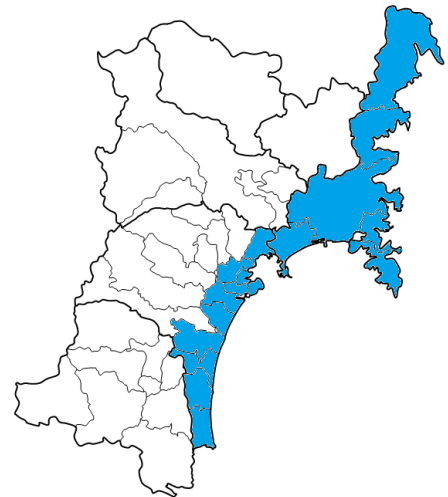
《広域圏》



《沿岸部・内陸部》

区分	市区町村名
沿岸部	仙台市（宮城野区, 若林区）, 石巻市, 塩竈市, 気仙沼市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 東松島市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 女川町, 南三陸町 (2区14市町)
内陸部	上記市区町以外 (3区20市町村)

※沿岸部と内陸部は、東日本大震災前後の統計数値を比較するため、便宜的に区分したものである。



5 従業者規模

本文、表及びグラフでの従業者規模の区分は、次のとおりである。

従業者規模層	従業者規模
小規模層	4人～9人, 10人～19人, 20人～29人
中規模層	30人～49人, 50人～99人, 100人～199人, 200人～299人
大規模層	300人～499人, 500人～999人, 1,000人以上

6 留意事項

- (1) 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
なお、工業統計では、在庫額についても、消費税込みに補正した上で結果表として集計している。
- (2) 各表中の符号の用法は次のとおりである。
 - ・「－」は、皆無、又は該当数値がないもの。
 - ・「0」及び「0.0」は、増減なし、又は端数四捨五入による単位未満のもの。
 - ・「△」は、減少を示すもの。
 - ・「x」は、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので、数値を秘匿した箇所である。
- (3) 数値の単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
なお、比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入した。
- (4) 平成 19 年調査において、従来にも増して事業所の捕そくを行っており、また、調査項目を変更（製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を項目追加）したことで、平成 18 年以前の数値と平成 19 年調査以降の数値とは接続しない。
- (5) 平成 20 年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、平成 19 年の数値を 20 年の分類で再集計し計算したものである。
- (6) 工業統計と経済センサス-活動調査は母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることなどから、比較に際しては留意されたい。
- (7) この速報は本県が独自に主要項目について集計したものであり、後日公表する確報の数値と相違する場合がある。
- (8) この速報に掲載された数値を他に転載する場合は「令和元年（2019）宮城県の工業（速報）－2020 年工業統計調査の速報結果－（従業者 4 人以上の事業所）」による旨を明記されたい。

7 問い合わせ先

宮城県 企画部 統計課 商工経済班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 電話 022-211-2457

県統計課ホームページアドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>

※この報告書に記載されている内容は、宮城県のホームページにも掲載しております。

※全国の集計・データについては、経済産業省のホームページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>